

作業員募集!

緊急雇用

米国の金融危機にはじまった経済の悪化は、あらゆる業種に及び、雇い止めなど新たな失業者を生み出しています。

町ではその対策として、下記のとおり作業員を募集します。募集条件に該当するかたは、内容をご確認のうえご応募ください。

※この緊急雇用による就労期間は、失業保険の受給が停止しますのでご注意ください。

募集条件

- 1 業績不振による生産規模縮小などに伴う人員整理または派遣打ち切りなどによる失業者
- 2 解雇などによる離職が確認できる書類を提出できるかた

勤務形態

募集人数 6人程度
作業内容 オアシス公園の除草、町有林の下刈り等
期間 平成21年4月～10月（5日/週）
賃金 時給850円
勤務時間 8時間/日
通勤手当 所定額を支給
保険加入 労災保険

応募要領の配付

場所 総務課行政担当 ☎62-1230 内線203
日時 平日の午前8時30～午後5時15分

平成21年10月から

個人住民税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

対象となるかた

平成21年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のあるかたで、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金を受給しているかたです。

※介護保険料の特別徴収と同様です。

特別徴収の対象となる個人住民税

特別徴収の対象となる個人住民税は、公的年金などの年金所得に係る個人住民税のみとなります。したがって、年金所得のほかに給与所得、不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る個人住民税は、従来どおり給与からの天引き（特別徴収）または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。

平成21年度

6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収（納付書などでの納付） 例年どおり納付書や口座振替によって納付していただきます。		特別徴収（年金からの天引き） 年税額から普通徴収額を差し引いた額が3回に分けて天引きされます。		

平成22年度以降

4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収（仮徴収） 前年度の2月に年金から天引きされた金額と同額が「仮の税額」として徴収されます。			特別徴収（本徴収） 確定した年税額から仮徴収額を差し引いた額が3回に分けて天引きされます。		

※新しい年度の税額は5月から6月にかけて決定し、8月に社会保険庁などへ特別徴収（年金からの天引き）を依頼します。

仮徴収で納めた額のみでも納めすぎになる場合は、10月以降の天引きは行わず、過納金を還付します。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132